

## 天龍寺妙智院所蔵『入明略記』

須岡 本  
田 牧  
子 真

## はじめに

本稿は、天龍寺妙智院所蔵『入明略記』の翻刻・解説を試みるものである。妙智院三世の策彦周良は、天文年間に二度の入明を遂げたが、その関連史料の多くは、現在「策彦和尚入明記録並送行書画類」三一種と同一四種という二つのまとまりを中心に妙智院に伝存する。本稿で取り上げる『入明略記』は一四種に含まれ、重要文化財に指定されている。後述するように、『入明略記』は、江戸時代には『策彦入唐記』として知られ、近代に入ってから『統史籍集覧』一に、また『大日本仏教全書遊方伝叢書』四の「入明諸要例」と題する項のうち<sup>(1)</sup>に、翻刻が収められて流通した。牧田諦亮氏も『策彦入明記の研究』上に翻刻を収めている<sup>(2)</sup>。

本史料の性格については、『大日本仏教全書』が「策彦入明報告なり、記する所、初渡集、再渡集と異なる所多し」と注記し、小葉田淳氏も『初渡集』『再渡集』を補足しうるもので、単なる抄録ではないとする<sup>(3)</sup>。一方、栢原昌三氏は別人の手になる抄録であるとし、牧田諦亮氏も『大日本仏教全書』の注記を誤りとして「策彦が晩年初渡・再渡の入明の経過概要

を摘記したもの」と言う<sup>(5)</sup>。本稿では右の相反する見解に留意し、策彦自筆の入明日次記である『初渡集』『再渡集』との比較を中心としつつ、『入明略記』の特徴を検討していくことにしたい。なお翻刻は末尾に掲げた。

## 一、概要

『入明略記』は現状、太卷芯の卷子装で題簽はない。ただこれは近年の修復によるもので、旧装には「入明略記」と墨書した題簽と朱印（印文「妙智禅院」）が捺された紙が付されていた。

本紙は、端裏に「策彦和尚真蹟、一番渡唐」と書かれているものと、「策彦和尚真蹟、二番渡唐」と書かれているものの二種に分かれる。前者は三紙、後者は四紙からなる。前者の紙継目には、裏花押が見られるが、後者にはない。料紙の法量は、前者が縦二七・七cm、横はそれぞれ四二・五／四二・四／三五・七cm、後者が縦二七・三cm、横はそれぞれ四二・一／四一・一／四二・〇／四一・〇cmである。

策彦周良は天文八年（一五三九）に五島を發した船（天文八年度船）で副使として入明し（初渡）、天文一六年（一五四七）に五島を發した船（天文一六年度船）で正使として入明した（再渡）。前者にかかる記

録が「一番渡唐」、後者にかかる記録が「二番渡唐」と呼ばれて別個に存在していたところ、いつの頃か二点をあわせて卷子とされ、「入明略記」と題されたものであろう。卷子にされた時期は寛政四年（一七九二）以降と推測される。この点は後述する。本史料が策彦自筆になるとする端裏書は、卷子にされる以前に書かれたはずだが、それがいつ頃かは判然としない。

## 二、流通

管見の限り、『入明略記』の近代以前の写本としては次の四種が確認される。

A 『策彦入唐雑録』所収「初渡日記」「再渡日記」

B 池底叢書第六六所収「天龍寺策彦入唐記」

C 甲子夜話統編三〇所収「策彦入唐記」

D 明遠館叢書第二九「策彦入明記」

ほかに明治期に作成された写本として、東京大学史料編纂所の前身である修史局が明治二〇年（一八八七）八月に影写を完了したものがある（三〇七一・六二一一九一二「妙智院文書坤」のうち）。もうひとつ、横井時冬蔵本を底本にした翻刻が、『策彦入唐記』と名付けられて『統史籍集覧』一（一九三〇年刊行）に収録されている。横井時冬蔵本の所在は現在不明で、何から写された写本かは知り得ない。<sup>(6)</sup>

Aが収録される『策彦入唐雑録』は、宮内庁書陵部所蔵、三五丁からなる冊子本で、『入明略記』のほかにも策彦の入明に関わる史料が、表題をつけられて収められている（表1）。四丁裏、「寧波府論日本使臣周良」項の末尾に「君美補入」の文字が、また五丁表の右下に「天爵堂圖書記」、三五丁表の末尾に「君美」の印が見られ、君美こと新井白石の旧蔵本であることが知られる。表中番号①⑩⑬⑭の史料を除いてはいず

れも妙智院現蔵である。①は昆陽漫録にも所収される寧波府発給文書。一八世紀半ばには信州松本の町役人倉科七郎左衛門が所持していたことが知られている。<sup>(7)</sup>⑩は妙智院第六世の蘭室玄森の手になる策彦の伝記。原本の所在は不明である。<sup>(8)</sup>⑬⑭はそれぞれ初渡時・再渡時の諸役者や船数を書上げたものだが、副使の名の注記として居座の号を記すなどの誤りが見られ、策彦周良と同時代のものとは思われない。『入明略記』の「一番渡唐」にあたる部分は、「初渡日記」と名付けられ、冒頭の史料名の下に、「師歳三十九」と注記がある。「二番渡唐」にあたる部分は、「再渡日記」と名付けられ、同様に史料名の下に「師歳四十七、天文十六年」の注記がある。どちらも『入明略記』には見えない注記である。新井白石により補入されたと明記される①を除く部分が、どのような経

表 1

	『策彦入唐雑録』中の表題	妙智院所蔵史料との対応
①	(寧波府論日本使臣周良)	—
②	贈龜嶺策彦禪師赴大明国詩	「送別誌」の写
③	策彦禪師像讚	「策彦周良画像(柯雨窓賛)」の賛の写
④	前臨川策彦西堂和尚寿像賛	「策彦周良画像(徳雲山人賛)」の賛の写
⑤	謙齋記	「謙齋記」の写
⑥	贈専使謙齋老師歸日域囃序	「策彦婦朝囃」の賛の写
⑦	贈日本使積周良・等越還国	「贈策彦周良勅書」
⑧	贈謙齋禪師衣錦榮帰序	「衣錦榮帰序並詩」の序の部分の写
⑨	贈謙齋禪師衣錦榮帰賦	「衣錦榮帰序並詩」の詩の部分の写
⑩	前住円覚策彦良禪師行実	—
⑪	初渡日記	「入明略記」の写
⑫	再渡日記	「入明略記」の写
⑬	初渡	—
⑭	再渡	—

緯で作成・伝来したのかは、現状明らかでないが、「師」という表現や、①に「君美補入」とわざわざ注記していることから考えると、補入以前のもものは新井白石以外の人物の編纂になるものである可能性が高いのではなからうか。いずれにしる①を含む全体の成立は、新井白石の没年から、享保一〇年（一七二五）以前と確定される。

Bは、池底叢書第六六に、「太子未來記伝記」「専修寺古文書」ほか二点とともに収録される。池底叢書は幕臣の屋代弘賢（一七五八―一八四一）の旧蔵で、現在は宮内庁書陵部の所蔵である。屋代弘賢は、寛政四年（一七九二）幕府の命で行なわれた柴野栗山の山城・大和での寺社宝物調査に同行し、妙智院も訪れた。その紀行文「道の幸」寛政四年一月一二日条には「塔頭妙智院に行て策彦入唐日記をうつす、天文八年、明の嘉靖十八年にあたる、天文十八年、嘉靖廿八年にあたる、両度の記なり」と見える。<sup>10</sup>したがってBは、この時に写されたもの、あるいはその写と考えられる。

この池底叢書第六六の表紙には、他史料とともに「天龍寺策彦入唐記」の名が書上げられているが、冊子中の表題には「天龍寺塔頭妙智院宝物策彦入唐記二通」と記されている。「二通」という表現からして、寛政四年時点ではまだ現状のように一巻にまとめられてはいなかったであろう。

Cが収録される『甲子夜話』は、松浦静山により文政四年（一八二二）から天保一二年（一八四一）にかけて編纂された叢書である。『策彦入唐記』を松浦静山が目にした経緯については、冒頭に次のように記されている。

是も亦同じく所示。天龍寺某院蔵『策彦入唐記』と題せり。消息に曰、此冊は寛政中、栗山御用にて上京せしとき写取り台覧に供せしもの、いま奥御書物中に有るを再写せし所とぞ。珍しきものなるが、

原書の真跡は彼院に深秘して人間見ること能はずと云。

「同じく所示」の主語は林樾宇（林號）である。寛政年間に柴野栗山が妙智院で書写し、徳川家斉に見せた後、御書物蔵に所蔵されていたものを、樾宇が書写し、松浦静山に提供したことになる。寛政四年の柴野栗山の調査成果の一つである『策彦入唐記』が、あるいは調査に携わった者の手で自家の叢書に収められ、あるいは幕府の御書物蔵に保管され、写を重ねて少しずつ浸透していった様子がうかがえる。樾宇は林述斎（一七六八―一八四一）の子、大学頭を務めた人物で、松浦静山はたびたび彼から史料の提供を受けていた。のちに『策彦入唐記』よりも古い入唐記として『笑雲入明記』の提供も受け、『甲子夜話』に収めている。<sup>11</sup>

Dは、現在国会図書館に所蔵される明遠館叢書の一である。「明遠館叢書」<sup>策彦入明記</sup>二十九として、他史料との合叙なく、単体の冊子として伝来する。一丁表に「東京図書館蔵」「益堂蔵書」「松田本生」印が捺される。<sup>12</sup>「益堂蔵書」は明遠館叢書の編者堀田益堂（正修、一八一六―四九）の蔵書印。益堂は下野佐野藩藩主正衡の嫡男であったが家督を継ぐ前に早世した。<sup>13</sup>松田本生（一八一四―八三）は鳥取出身の東京府士族で、宮内省御用掛を務めた人物という。<sup>14</sup>

管見に入った『入明略記』の写本は以上の通りであるが、これは同じ策彦周良の入明日次記である『初渡集』『再渡集』に比べると格段に多い。『初渡集』は全四冊のうち、寧波から北京への往復の旅の記録である下巻についてのみ二種の写本が知られ、『再渡集』は全二冊のうち、下巻の写本があったことをうかがわせる近代の写本が知られるのみである。<sup>15</sup>江戸期には『初渡集』『再渡集』よりはむしろ、本史料のほうが、策彦周良の入明記として流通していたことがうかがえる。『甲子夜話』に見られるように、宝徳度遣明船の記録である『笑雲入明記』と一緒に伝来することが多いのも、本史料の流通の一つの特徴である。<sup>16</sup>

### 三、「一番渡唐」と『初渡集』

#### 1、北京上洛まで

『入明略記』のうち、初渡に関わる部分（以下端裏書に従い「一番渡唐」と称する）は天文八年（一五三九）四月十九日、五島を出船したところから始まる。以後嘉靖一八年（一五三九）五月二日に温州、一六日に定海、二二日に寧波に到着し、二五日に寧波府城内の宿所嘉賓堂に落ち着くまでの記述は、『初渡集』とおおむね一致し、一見すると『初渡集』の抄録のようである。ただ若干異なる点が二点ある。第一は五月十五日条「<sup>大</sup>太唐通事将大人来于中流、問進貢事、」という記事である。『初渡集』同日条には、寧波衛が派遣した千戸（軍官の職名）が、寧波市舶司通事周文衡とともにやってきて、誰王の派遣により、いつの勘合を持ち、何艘何人で、進貢物として何を搭載してやって来たかなどを問うている記事がある。本記事もこれに対応しているが、やってきた大唐通事の名前は「将」ではない。「周」（しゅう）を「将」（しょう）と書き誤ったのであるうか。あるいは千戸の名前は『初渡集』には見えないが、これが「将大人」なのであろうか。ただしそう考えるには、並び順がやや不審である。

第二に五月二五日、寧波に上陸した一行は「海道老爹」（巡視海道浙江等処提刑按察司副使盧憲）に面会した。「一番渡唐」には「勘合并表文」を呈したとあるが、『初渡集』には「表文箱」を捧げたことのみが記され、海道に勘合を呈したという情報は無い。「一番渡唐」は独自情報を含むのである。

#### 2、寧波での日々

五月に上陸してから一〇月一七日までは寧波での滞在記事である。ここでは三点、異なる点がある。第一に、九月一日に「報北京上之事」と

あるが、『初渡集』では北京から日本使節の上京を認める旨の文書がまもなく到着する予定であると知らされたのは八月一三日、ついで実際に到着したのが一六日である。九月一日は、上京人数外の者たち（上京せず寧波で待機する者たち）も杭州までは行きたいと願って却下された日である。『初渡集』には八月一六日以降、さまざまな上京準備が始まっている様子が記録されているから、「一番渡唐」に混乱があるのだろう。

第二に、六月一三日、市舶太監に贈物をしたが、一六日、それを返された旨の記載がある。『初渡集』には贈物をした記事はあるが、それが返却されたことは見えない。

第三に、九月二七日、上京準備のため、進貢物を朱漆箱に収める作業が行なわれたが、その時に表文箱を御史が開き、そのあとで正使に返した、正使はこれを携えて上京するのだという記述がある。『初渡集』同日条は、進貢物を朱漆箱に収めたことまでは記すが、表文箱については触れるところがない。しかしこれは朝貢に際しての物の動きを考える上で重要な情報である。

#### 3、北京にて

一〇月一七日に寧波を発った一行は、同二八日には杭州に着き、翌嘉靖一十九年（一五四〇）三月二日、北京に入城し会同館に宿した。以後五月九日に立出するまでの北京の日々については、やはり数カ所の違いがある。

まず、三月五日「鄧・王二大通事来訪」とあるのに対し、『初渡集』は大通事二名の来訪を記すのみで、名前を記さない。このちしきりに交流することとなる、この二大通事の名前が『初渡集』に初めて記されるのは、同八日のことである。また同七日「朝参、於闕左門茶飯、」とあるのに対し、『初渡集』は左方にある門で茶飯を賜ったと記し、門の名前を記さない。この日は初めての朝参であり、以後の朝参の際には闕

左門と記している。おそらく茶飯を下された場所の名が「關左門」であることは、後から得た情報なのであろう。以上は日々の記録として書き継がれた『初渡集』に対し、事後にまとめられたものであろう。「一番渡唐」との性格の差と見ることが出来る。

三月八日、礼部に表文と別幅を呈しているが、『初渡集』には表文の提出のみ見えて別幅については記されていない。『入明略記』は提出物についてより丁寧に記載していると言えよう。同一五日、別幅を宸覽に備えたところがあるが、『初渡集』ではそれは二五日の出来事である。『初渡集』の三月一五日条には皇帝が病気のため拜をしなかつたところがあるので、「一番渡唐」に混乱があるのだろう。

#### 4、貨物返還問題の行方

三月二六日には、「方大人来、内奏可然云々」とある。『初渡集』ではこの日、方大人が来たので、釣雲（雪窓等越、一号船居座）の宿所で長い間筆談した旨が記されているが、何を話しに来たのかは書かれていない。『初渡集』で方大人が現れるのはこの条のみだが、「一番渡唐」では四月二〇日に「貨物之義」が不調に終わったことを告げている。<sup>(17)</sup>

ここでいう貨物の義とは、『初渡集』の記事をあわせ考えると、寧波の乱時に日本側が結果的に置いて帰ってしまった、大永度遣明船の貿易用商品の返還問題と解される。『初渡集』四月一四日条には、この日本側の要求について、同一〇日に明側から強い遺憾の意が伝えられてきたことが記されている。同一三日条には主立った使節団の面々が正使のもとに集まって合議し、一六日条には貨物返却を愁訴する短書を提出したとあるが、以後この問題についての記載はなく、結局どうなったのかは知り得ない。しかしこの「一番渡唐」の記事から、返還交渉は失敗に終わったことが確認される。

「一番渡唐」から、この貨物返還問題の流れを再度復元すると、下記

のようになる。三月二六日、「方大人」にこの件について内奏すること勧められ、四月八日に短書を礼部に提出、一〇日に礼部から明朝側の厳しい意向が伝えられ、それに対して弁明の短書を出し（『初渡集』によれば一六日）、一七日にも出したが、ついに不調に終わった。なお四月八日に短書を出したことは『初渡集』には見えない。また四月一七日の短書は、「釣雲存分之旨」を以て短書を出したとあって、この短書作成に釣雲の意向が働いていたことがわかるが、この情報は『初渡集』にはない。だがこれにより、最初に方大人と談合したのが釣雲の宿所であつたという『初渡集』の情報もあわせ、この貨物返還問題に釣雲が深く関与していることが知られる。

釣雲こと雪窓等越にとつて、天文八年度船が初めて乗り込む遣明船でなかつたことは、初渡時にすでに旧知の明人がいたことから明らかである。<sup>(18)</sup> 彼は、天文八年度船の一つ前の遣明船、すなわち寧波の乱を起こした大永度船で入明しており、この貨物返還問題については直接の利害関係者であつたのであろう。なお「一番渡唐」にはさらに五月五日「商徒人愁訴」により短書を呈した旨が記されている。内容は書かれていないが、この貨物返還問題についてなおも交渉を試みたのかもしれない。『初渡集』にはこの日、短書を呈したこと自体記されていない。

#### 5、勘合は渡されたか

さて、五月一日の朝参では、返牒<sup>(19)</sup>と衣装を受領した。『初渡集』四月三〇日条には、礼部から明日の朝、返牒・衣装を賜う予定であると知らされてきた旨が記されている。しかし五月一日条には、賜った衣装の種類については細かく書かれているが、返牒については記載がない。返牒が賜与されたかどうかは『初渡集』のみからでは不明なままなのである。五月七日には、明皇帝からの返書と勘合が与えられたことが記される。

『初渡集』同日条には「回詔之書」すなわち明皇帝からの返書が下され

たことは書かれているが、勘合については記載がない。勘合についての『初渡集』の記述は、四月二一日条の「呈乞新勘合之短書」が最後であり、この時要求した新勘合支給の件がどうなったかについては知り得ない。しかし「一番渡唐」からは、無事勘合が渡されたことが確認できるのである。もつともこの記事は栢原・小葉田両氏によって疑いがもたれており、<sup>(20)</sup>以後の勘合をめぐる議論のなかでも、初渡時に新勘合を与えられたという理解にはなっていない。しかし、この記事は本当に疑いを持つべき記事なのであろうか。この点は、再渡時における勘合の問題とあわせて再検討することにする。

#### 6、明暦と和暦

使節団一行が北京を発つたのは二日後の五月九日である。以後南京を経て寧波に到着し、翌年五月二〇日寧波を発し六月二〇日には舟山沖の烏沙門から開洋、同二六日には五島の日島に至った。この行程は『初渡集』と一致している。ただし『初渡集』が最後まで明暦のまま記すのに対し、五島に到着した日から「天文十年」と和暦に切り替えているのは「一番渡唐」の特徴である。明暦・和暦が一致する時期だったため、『初渡集』と「一番渡唐」とで日付のずれはない。なお『初渡集』も最初の博多滞在中には和暦を使用している。和暦から明暦に切り替えた時期は明示されず、寧波滞在中から始まる下巻の冒頭に「嘉靖十八<sup>亥</sup>年十月<sup>小</sup>」と書かれるのが、日記の地の文としては最初である（文中に引用される短書の日付としてはそれ以前から出る）。寧波に到着してからすでに五ヶ月が過ぎており、日記を書くにあたって、暦の差異についてはあまり厳密には意識していなかったことがうかがえる。これに対して「一番渡唐」では、冒頭でも温州に到着した五月二日には「嘉靖十八年」と注記されており、地点によって使用する暦に注意が払われている。これは『笑雲入明記』と同様である。<sup>(21)</sup>

#### 四、「一番渡唐」と『再渡集』

##### 1、北京の日々

『入明略記』のうち、再渡に関わる部分（以下端裏書に従い「一番渡唐」と称する）は、嘉靖二八年（一五四九）四月一八日、北京に入城したところから始まる。「一番渡唐」は簡潔ながら入明の全行程を通覧しているが、「一番渡唐」は北京に入ってから北京を出たところまでと、北京の日々に特化した記録となっている。

四月二三日、礼部らの命で「三大通事」がやってきたが、『初渡集』同日条には「二大通事」とあって、結局三人で来たのか二人で来たのかは、はっきりしない。ちなみに日本使節が北京で交流を持った大通事は四人いる。同二五日、そのうちの一人、大通事の温潤を通じて短書を礼部に提出した。『初渡集』には、寧波市舶司通事周文衡・日本側通事呉榮の二人の通事を通じて、大通事に短書を送ったことは書かれているが、その大通事が四人のうち温潤であったこと、短書の宛先が礼部であったことは、「一番渡唐」からのみ知られる情報である。

同二七日、吏部尚書聞淵の子息が策彦らを訪問した。『嘉靖寧波府志』によれば、この聞淵は寧波出身で、月湖のほとりに居を構えていたという（巻三・一六）。『再渡集』には日本使節たちが彼としばし対談し茶を飲んだことが記されるが、「一番渡唐」によれば、その間、彼の手下が密かに日本側通事の呉榮と「箱料等之事」について談合していた。「箱料」が具体的に何を指すのかは明らかにできない。あるいは貿易に関わる事項であろうか。いずれにせよ「一番渡唐」も、「一番渡唐」と同様に多くの独自情報を含むのである。

一方、同二八日から五月六日まで続く、勘合底簿や人船過員の問題（天文一六年度船は、規定では三隻以内のところ四隻で、三〇〇人以内のと

ころ六〇〇余人で、来航していた)をめぐる礼部とのやりとり、また進貢物の収納に関わる情報は、基本的に『再渡集』と一致し、その抄録のようになっている。ただし「二番渡唐」では五月二〇日に、瑪瑙を宸覽したと礼部主事が伝えてきた、とあるが、『再渡集』同日条には、昨日一九日に貢物を宸覽に備えたが、瑪瑙については明日二一日の予定であると礼部主事が伝えてきた、と記されている。

## 2、衣装の数

五月二三日、礼部が日本側通事呉榮を召して茶飯(使節の労をねぎらって皇帝から賜る宴会)の先例を尋ねたことは、『再渡集』には記載がない。同二六日、主客司に視箱や扇を送ったのに辞退されたこと、主客司から一〇〇人分の衣装を賜うことを告げられたが、それでは足りない、先例に背くから、明日の茶飯には出ないと礼部主事に訴えたこと、主事が色々なだめて茶飯には出席するよう説得したことについても、『再渡集』には記載がない。『再渡集』に衣装問題が登場するのは、翌二七日の会同館での茶飯と二八日の茶飯の御礼儀礼が無事に済んだ、二九日のことである。

『再渡集』五月二九日条には「予・副使・鈞雲、率周・呉二通事、詣礼部門下呈短疏、礼部接迎、勘合・衣裳等之事、往返徵詰、礼部温和示諭、以再計較之由、」とあって、勘合と衣装問題について、正使策彦周良・副使竺裔寿文・一号船居座雪窓等越という使節団幹部が、礼部のもとで散々議論し、再検討を約束してもらったことが記される。その対談は「二番渡唐」によれば数刻にも及んだ。

この衣装問題の帰結について『再渡集』は、七月一九日条に衣装が近日支給される旨礼部から連絡があったことを記し、二一日条に「趨禁庭領衣装」と簡潔に記す。再検討の結果どうなったのかは明記されていないが、特にトラブルがあったようには読めない。だが「二番渡唐」によ

れば、二一日に下された衣装は当初通告された通りの一〇〇人分にすぎなかった。正使策彦周良以下日本使節たちは、通事を通じて寧波に残っている五〇〇余名分の衣装を再三要求し、礼部主事から杭州で下すとの返答を引き出した。本当に杭州で下されたかどうかは不明ながら、『再渡集』からではうかがい知れない交渉があったことが知られる。

## 3、太子の死

衣装問題がまだ決着を見ない六月一四日、礼部が、太子崩御のため、他の場所に行き滞在すると告げてきた。二二日には帰第している。『再渡集』には、二二日条に「今日、礼部帰司」とあるが、太子崩御の記事はなく、礼部がこれに関わって出かけたことも、記載がない。しかし『明実録』には皇太子朱載堉がこの年の三月に急死したことが記されており、<sup>(23)</sup>「二番渡唐」の記述を裏付けることができる。

## 4、勘合は渡されたか

さて、五月二九日に議論されたのは、賜与される衣装の数だけではなく、勘合もまた交渉事項の一つであった。その眼目が、新勘合の賜与にあったことは、七月一二・一七・一九日条から明らかである。すなわち一二・一七日に「新勘合」について短書を出し、一九日には「新勘合一道」を支給するという意向が礼部から伝えられてきた。三〇日には実際に礼部筋付とあわせて「新勘合壹道」が渡されている。

一方『再渡集』でも、七月一二日条に「就勘義呈短書於主事処」、一七日条には「呈勘於礼部与十二日所」とあって、この時期に勘合についての交渉がされていたことがえる。しかし一九日条では近日中に衣装が下されるとの連絡があったことについて、三〇日条では礼部筋付が渡されたことについては記されるものの、両日ともに勘合についての言及はない。一二日や一七日の記事も、「二番渡唐」にそれぞれ「就新勘合之義、以周・呉二通事、呈短書於主事、」「呈短書於礼部、同新勘合等

之事也。」とあるから、「勘義」が「勘合の義」の略、「呈勘於礼部」が「勘合」についての短書を礼部に呈した」ことの略であろうとの推測が成立するのであって、『再渡集』の表現だけでは、勘合の記事として理解するのは困難であろう。『入明略記』の一つの特徴は、日次記である『初渡集』『再渡集』に比して、交渉とその結果について明確に記している点にある。

勘合が賜与されたことを伝える三〇日条はまた、勅書が二通下されたこと、礼部との間で来たる進貢人船の数などにつき交渉が繰り広げられたことを伝えている。前者については『再渡集』同日条にも、「天書」という表現で、それが下された儀礼について事細かに記されている。しかしそれが二通あったことは書かれていない。後者については、『再渡集』では「稟陳愚訟」とあるのみであり、具体的に何を訴えたのかについては「二番渡唐」によって初めて確認される。

#### 五、『入明略記』の特徴と「准勘合」

以上、『入明略記』の記事を『初渡集』『再渡集』と逐一対比させてきたが、ここから『入明略記』の特徴として次の二点を指摘しよう。第一に、『入明略記』は、『大日本仏教全書』や小葉田淳氏の指摘の通り、『初渡集』『再渡集』の単なる抄録ではなく、独自の情報が付加されているものである。第二に、記事の内容として、勘合・表文・進貢品・回賜品等に関わる問題を中心に、寧波の乱に関わる事項・応接した官僚についての情報など、いわば業務報告として重要な事項が書き上げられていること。独自情報の多くも、衣装問題などに見られるように『初渡集』『再渡集』では、結論の書かれなかった交渉事の結末を補ったという類のものである。

もうひとつ、『入明略記』の記事は、独自情報はあっても『初渡集』『再

渡集』と食い違うことはほとんどないことが挙げられる。先述のような、ごく限られた日付や数字の違いがあるにすぎず、基本的には『初渡集』『再渡集』に沿って簡潔に必要な事項を記していき、足りない情報は適宜補ったものと言える。<sup>24</sup> 日々書き付けていく日記では、先に書き付けた交渉事の結末を、後日漏れなく書いていくというのは、難しいところもある。『入明略記』は、そうした抜けを記憶や別の手控えなどにより補いつつ、帰国後まだ日が浅い内に書かれたものではなからうか。<sup>25</sup>

『入明略記』の成立を考える上で注目したいのは、「一番渡唐」の二カ所の紙継目のいずれにも裏花押があることである（写真1・写真2）。ここから少なくとも「一番渡唐」は私的な覚えとして書かれたものではなく、どこかに提出されるべく作成された可能性が想起される。内容が業務報告書のようなことを考えあわせれば、提出先の第一候補は、今次遣明船の経営者である大内家中と考えられよう。策彦は初渡においては副使であったが、帰国後すぐに博多に戻った正使湖心碩鼎に代わり、大内義隆に帰国報告をしている。この際に策彦が大内側に提出した報告書の副本が「一番渡唐」であり、副本ながら証明のために花押が据えられたのではなからうか。

ただこの時策彦を迎えた大内氏家臣として『初渡集』に名前の挙がる陶隆満・吉見弘成・相良武任・杉宗長・龍崎隆輔・陶隆房・保寿寺梵永の花押と「一番渡唐」の裏花押は異なっている。また策彦周良・湖心碩鼎・大内義隆の花押でもない。あるいは提出先は、大内家中ではなく、遣明船の名目上の派遣者、日本国王たる室町將軍家であった可能性もあるが、この点については調査が行き届いていない。<sup>26</sup> あるいはまた、使節団幹部、特に大内氏家臣である一号船士官吉見正頼・同矢田増重・二号船士官阿野頼秀といった人物たちが証明のために据えたという可能性も十分に考え得るが、現時点では彼らの花押自体が知られず、この裏花





写真2



写真1

押の比定は、後考に委ねざるを得ない。

一方「二番渡唐」には紙継目の裏花押はない。また「二番渡唐」は、記事の内容的な特徴は「一番渡唐」と共通しているが、「一番渡唐」とは異なり、一つ書きでは記されない点、北京での日々の特化している点など形式面には多少の違いがある。これらを勘案すれば、「二番渡唐」は、作成目的は「一番渡唐」と同じであっても、成立時期は「一番渡唐」と同じではない。ここでは暫定的に、「一番渡唐」は初渡後に、「二番渡唐」は再渡後に、業務報告書として作られた文書の控である可能性を提起しておきたい。

『入明略記』の性格をこのように考えたとき、同書のみにある勘合賜与の記事の評価は、従来よりも積極的なものとなってくる。

「一番渡唐」嘉靖一九年五月七日条には、「領返書並勘合」とある。この勘合賜与については、先行研究では疑いがもたれていることは先述の通りである。すなわち、この時に新しく嘉靖勘合と底簿が渡されたのであれば、次の天文一六年度船において再び新勘合を要求する理由はなく、したがって嘉靖勘合は授与されなかったとするのである。<sup>(27)</sup>しかし以上述べ来たような『入明略記』の性格からして、勘合を領したという記述を一概に誤りとすることはできないのではなからうか。

同様に「二番渡唐」嘉靖二八年七月晦日条には「新勘合壹道」を渡された旨の記載がある。この点については、栢原氏は誤りと言い、小葉田氏は抹殺すべき理由はないと言い、橋本雄氏は『再渡集』には記事が見えないことから疑問を呈している。<sup>(28)</sup>

ところで、嘉靖帝は初渡以前、一度日本に対して勘合を発給したことがある。嘉靖七年（一五二八）、明朝は、寧波の乱により明に取り残された細川方の使節団団員六〇余名の帰国を許したが、この時、次に来航する船の証明とするため、「准勘合」を特賜した。この「准勘合」は、

従来の勘合と異なり次回に限り有効なもので、正式な勘合が支給されるまでの臨時措置という性格のものであったと推定される。天文八年度船の経営者大内義隆とは対立する細川晴元の手に渡り、晴元は、天文八年度船と競うように、この「准勘合」と弘治旧勘合をもたせ新勘合の授与を求める遣明船派遣準備を進めていた。<sup>29)</sup>

この「准勘合」の存在は、『入明略記』の勘合記事を考える上で極めて示唆に富む。すなわち、「一番渡唐」が記す「勘合」も、「二番渡唐」が記す「新勘合一道」も、ともにこの「准勘合」に類するものではなかったかということである。「二番渡唐」の「新勘合一道」という表現は、日本に与えられていた従来の勘合がまとめて一〇〇道与えられるものであることを考えると不審なのであるが、これを、従来型の勘合ではなく、次回のための勘合として一道(一枚)渡されたものであると考えれば理解しうる。同様に、「一番渡唐」の「勘合」も、そのような勘合であったと考えれば、次の天文一六年度船時に改めて新勘合、おそらく一〇〇道を一組とする従来型の勘合が求められたことも説明がつく。

入国時の明側の勘合審査について詳細に記す『初渡集』に比し、『再渡集』には持参した勘合の種類についての記載はない。したがって天文一六年度船が天文八年度船時に得た「勘合」を使用したのかどうかについて、確認することはできない。また天文一六年度船以降、入貢に成功した遣明船はなく、天文一六年度船時に支給された「新勘合一道」の行方は不明である。しかし「准勘合」という近年まで知られていなかった勘合の形態と、『入明略記』自身の性格とをあわせ考えれば、『入明略記』の勘合記事を疑う必要はないように思われる。

注

(1) ただし全体の半分以上の記事が脱落している。『策彦入唐記』は『古事

類苑』外交部(一九〇三年刊)にも抄録されているが、『大日本仏教全書』の翻刻は、形式に多少違いはあるものの、内容はこれと同じである。

(2) 『策彦入明記の研究』上(法蔵館、一九五五年)。

(3) 小葉田淳「両渡集と入明略記の關係」(同『中世日支通交貿易史の研究』(刀江書院、一九四一年)第四章補論二)。

(4) 栢原昌三「日明勘合の組織と使行」(『史学雑誌』三一、一九二〇年)七三七頁。

(5) 前掲注(2)書三八五頁。

(6) 『続史籍集覽』一には、『戊子入明記』『策彦入唐記』『允澎入唐記』『下行餽銀帳並駟程録』と題して五点の日明關係史料が収められている。うち『戊子入明記』『下行餽銀帳』『駟程録』については、横井時冬が明治二四年七月に妙智院で謄写したものである旨明記されているが、『策彦入唐記』と『允澎入唐記』については「右、二唐記二本 鸚鵡軒横井時冬珍藏」とのみある。横井時冬については「解題」(村井章介・須田牧子編『笑雲入明記』平凡社、二〇一〇年)三二七―三二八頁を参照されたい。

(7) 西田友広「嘉靖二十六年六月五日寧波府論の写本について」(『東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信』五七、二〇一二年)。

(8) 牧田諦亮「策彦入明記の研究」下(法蔵館、一九五九年)一三七頁。

(9) 策彦周良が入明時に作成した詩文を収録する『南渡集』の新井白石旧蔵本(宮内方書院部所蔵)には、識語に「天龍仲長老寄贈」と記されている。「仲長老」は妙智院第七世中山玄中に比定されることから、白石は『策彦入唐雜録』の①を除く部分を、中山から得た可能性がある。

(10) 以上、岡本真「目録から見た妙智院旧蔵策彦周良入明關係史料」(『中世政治社会論叢』東京大学日本史学研究室紀要別冊、二〇一三年)。

(11) 「解題」(前掲注(6))三二八―三二九頁。

(12) 明遠館叢書として本書が残っていることからすると、松田本生の所蔵本を益堂が譲り受けたものと思われるが、蔵書印は、堀田益堂のものが一丁表の右下に捺され、その左隣に松田本生のものが捺されている。あるいは明遠館叢書は松田を経て、国会図書館所蔵となったのであろうか。ただ「甘雨亭叢書別集」(国立国会図書館所蔵)の序によると、明遠館叢

書一〇〇余巻は堀田益堂から板倉勝明に付されたというから、堀田から松田へ直接至ったわけではないようである。

- (13) 『下野佐野堀田家譜』(東京大学史料編纂所蔵写本)。
- (14) 影山輝國「まだ見ぬ鈔本『論語義疏』(四)」「『実践国文学』八四―七、二〇一三年」注16。
- (15) 須田牧子「妙智院所蔵『初渡集』巻中・解説」(中島榮章・伊藤幸司『東アジア海域叢書①寧波と博多』汲古書院、二〇一三年)。
- (16) 東京大学総合図書館には「益堂蔵書」印のある『釈笑雲入明記』が所蔵されており、益堂の手元にもこの二つがあったことが知られる。
- (17) なお、牧田諦亮氏の翻刻では、「義」以下の文字が脱落し、『大日本仏教全書』はこの日の記事を欠いている。
- (18) 『初渡集』嘉靖二八年八月二五日条に駱邦翰なる人物と二二年ぶりに面会した旨が見える(小葉田淳『中世日支通交貿易史の研究』(前掲注③)書一六三頁、岡本真・須田牧子「天龍寺妙智院所蔵『明国諸士送行』」(『東京大学史料編纂所研究紀要』一三三、二〇一三年)二四二頁)。また、蕭一観という牙行とも旧知の間柄だった(オラー・チャバ「天文八年の「大内氏」日本使節とその貿易活動」(鹿毛敏夫編『大内と大友』勉誠出版四五六頁)。
- (19) ここでいう「返牒」が何を指すかは明らかでない。五月七日には明皇帝からの返書が与えられているから、これとは別物である。
- (20) 栢原昌三前掲注(4)論文、小葉田淳前掲注(3)論文参照。
- (21) 須田牧子「笑雲入明記」(村井章介他編『日明関係史研究入門』勉誠出版、二〇一五年)。
- (22) 『再渡集』は山東省の南城水馬駅を出たところで終わっており、帰路の杭州の記事はない。
- (23) 『明世宗実録』嘉靖二八年三月丁亥条。
- (24) なお、『再渡集』には、ところどころ朱字で標題が付されている。そのうち北京滞在の事柄に関しては、「二番渡唐」の記事に見えるものが多い。
- (25) なお栢原氏は、(策彦周良ではなく)別人の手になるものと想定されているが(栢原昌三前掲注(4)論文)、「二番渡唐」の嘉靖二八年五月

二九日・七月晦日条に正使と書くべきところ「予」と書いている箇所があることなどからしても、筆記者は策彦と考えるのが自然である。

- (26) 大内氏は天文八年度船の回賜品の一部または全部を室町政権に献上しており、主導権も実務も大内氏にあったとはいえず、「日本国王」が使行について全く関知するところがないという状況ではなかった。ただ裏花押は、この大内氏の唐物献上を日記に書き残した大館常興の花押とも異なっている。
  - (27) 栢原昌三前掲注(4)論文、小葉田淳前掲注(3)論文。
  - (28) 栢原昌三前掲注(4)論文、小葉田淳前掲注(3)論文、橋本雄「中世日本の国際関係」(吉川弘文館、二〇〇五年)第五章「二人の將軍と外交権の分裂」注42。
  - (29) 以上、岡本真「『堺渡唐船』と戦国期の遣明船派遣」(『史学雑誌』一四四、二〇一五年)。
- 〔付記〕 本稿は、二〇一二年に東京で行なった輪読会の成果を含むものである。会の参加者は以下の通り(敬称略)。白井和樹、岡本真、オラー・チャバ、須田牧子、関周一、屋良健一郎、米谷均、渡邊浩貴。またJSPS 科研費25770233・16K16902の研究成果の一部である。
- 末筆ながら翻刻と写真の掲載をご許可くださった妙智院ご住職島見周隆氏に篤く御礼申し上げます。

#### 翻刻

#### 【凡例】

- ・文字はおおむね常用字体に改め、読点・並列点を適宜加えた。
- ・改行はおおむね原体を尊重し、尊敬を表す台頭・平出・鬨字は適宜存した。
- ・判読不能の文字は■で示した。
- ・校訂注は「」で示した。
- ・底本には天龍寺妙智院所蔵本を用いた。写本も複数存在するが、いず

れも妙智院本を底本として、対校は省略した。

〔端裏書〕  
一、策彦和尚真蹟、一番渡唐、

〔宋書〕  
「花不■天下」

一、〔二五三九〕天文八年四月十九日、五嶋出船、

一、嘉靖十八年五月二日、著唐嶋温州云々、

一、十五日、〔天〕太唐通事将大人来于中流、問進貢事、

一、十六日、定海著、

一、十七日、上岸、見知果、

一、十八日、海道問勘合〔並〕袁〔袁璉〕指揮等事、今日、呈最初短書、

一、廿日、三号船定海著、

一、廿二日、著寧波岸、三艘一俱、

一、廿五日、上岸、二号、三号、廿七日上岸、

一、同日、謁海道老爹、呈勘合〔並〕表文、畢事、居嘉賓堂、

一、廿九日、〔天〕大監自杭州来寧波、

一、六月朔旦、〔翻〕正使以下諸役者謁大監〔並〕諸大人、自是以後切々呈短書、  
〔湖心領册〕

一、十三日、贈引物於大監、同十六日、大監還引物、  
〔天〕

一、九月朔日、報北京上之事、

一、十八日、海道以下諸大人、於東庫裡、問進貢〔並〕素卿等事、  
〔宋素卿〕

一、二十二日、謁御史、問進貢始末〔並〕素卿等事、

一、二十七日、御史以下諸大人、於東庫裡、点檢進貢物、収朱漆箱、同  
時、御史開表文箱、其已後返之、正使携之上京、

一、廿九日、就東庫裡、迎茶飯、

一、十月十七日、上京起身、

一、廿八日、著杭州、

一、十九年三月二日、北京著、居会同館、

一、五日、鄧〔鄧璧〕・王〔王紹〕二大通事来訪、

一、六日、於習礼亭学礼、

一、七日、朝參、於闕左門茶飯、

一、八日、呈表文・別幅於礼部、

一、十一日、収貢物於礼部、

一、十五日、正使以下捧自進物、同日、供別幅於 宸覽云々、

一、十八日、迎茶飯、大監〔天〕・礼部相伴、

一、廿六日、方大人来、内奏可然云々、

一、四月八日、呈短書於礼部、

一、十日、以嚴命、正〔湖心領册〕・副〔策彦周良〕以下諸役者詣礼部、凡被示 聖旨、其後頻呈  
短書、

一、十七日、以鈞雲存分之旨、呈短書於礼部、  
〔雪窓等越〕

一、廿日、従方大人所、貨物之義不調由告示、

一、廿六日、送茶飯、

一、廿七日、朝參、茶飯礼謝、

一、廿八日、洛中諸寺焼香、

一、五月朔旦、朝參、領返牒〔並〕諸人衣裳、  
〔有茶飯〕

一、二日、朝參、着唐衣裳、礼謝、

一、五日、依商従人愁訴、呈短書、

一、七日、朝參、領返書〔並〕勘合、  
〔有茶飯〕

一、九日、北京起身、  
〔七月〕

一、廿九日、著南京、

一、九月、著寧波、

一、嘉靖二十年五月廿日、寧波起身、同六月廿日、烏沙門開船、

一、天文十年六月廿六日、著五嶋日嶋、

(瑞雲寺)  
一策彦和尚真蹟、二番渡唐、

(一五四九)  
嘉靖廿八年卯月十八日、入京、

廿一日、巳刻、(温潤・胡滂・權效良・楊宗仲のうち二人)本京二大通事來筆談、

廿三日、午時、又三大通事伝礼部・同鴻臚寺之命來、教 朝參之礼、

廿四日、寅刻、參内、礼畢、於闕左門茶飯、次詣礼部并鴻臚寺、

廿五日、午時、以大通事温潤、拳短書於礼部、相副周・吳(二通事)、

廿六日、巳刻、以吳通事、渡 表文於礼部、

廿七日、(吏部尚書)天官聞大人之第六子來臨、其手下人、以密々、与吳通事談箱料

等之事云々(開通)

廿八日、巳刻、以伴送官并二大通事、渡勘合底簿於礼部、

五月一日、午後、主客司并主事、以紙牌、詰余多人船・勘合底簿等之事、

二日、午時、价主事、呈短書於礼部、主事雖雨中詣礼部、

三日、巳刻、遣周・吳二通事於主事、問昨日短書相達否之事、主事懇切、

答以礼部領納之旨、主事又乞昨日短書一本、

四日、早旦、同列各詣主事、述短書拳達之礼謝、申刻、主客司以紙牌示

來六日可収 進貢物之旨、

六日、巳刻、納 進貢物於礼部之所、主客司軫拳三伴送官并周・吳二通

事護 進貢物、詣礼部、相副門司日向守方・御鄉源三方、

廿日、午時、主事示今日馬腦備(馬腦) 宸覽之旨、

廿三日、午後、礼部召吳通事、問迎茶飯之旧式、

廿五日、下程、

廿六日、五更、參内、謝下程、午後、以吳通事、献硯箱・扇等於主客

司、々々々堅辭退、告可下百人之衣裳之由、同列衆評、衣裳欠缺、

失旧例之条、明日茶飯不可出頭之由、以周・吳二通事、稟訴于主

事、々々種々異見、各以遠慮、談出頭、

廿七日、就会同館迎茶館(飯)、大々監・国公出迎、

廿八日、寅刻、朝參、謝昨日茶飯、

廿九日、巳刻、予副使・鈞雲、率周・吳二通事、詣礼部、直呈短書、

礼部出迎、勘合・衣裳等之事、再往再返、直訴數刻、礼部諭以再討較方

便之由、

六月十四日、礼部以 太子崩御之事、他適滯留、

廿二日、礼部帰第、

七月三日、巳刻、周・吳二通事詣礼部、還報以貢回之時節、

七日、主事以父喪還鄉里、

八日、午後、新主事交代、同列各拜謁、

十二日、午時、就新勘合之義、以周・吳二通事、呈短書於主事、

十七日、呈短書於礼部、同新勘合等之事也、

十九日、礼部喚周・吳二通事、預告可下衣裳之事、又礼部、以主客司、

示可出新勘合一道之旨、

廿一日、參内、領返朝物并衣裳、主事證明、只勘渡百人分之衣裳、於是、

同列、以周・吳二通事、再三直訴在寧波五百余人之衣裳欠了之旨、

主事答以粗於杭州可被下之由、

廿二日、謝賞賜、

廿四日、主事來臨、又差千戸三人、查檢易買之事、至廿五日・廿六日、

廿七日、辰刻、就会同館送茶飯、

廿八日、寅刻、參内、謝昨日之茶飯、巳刻、城中諸寺參詣、

晦日、寅刻、參内乞暇、

巳刻、予并副使、率周・吳二通事、自午門之東角、歷長廊、入左順門、

於是、太々監・翰林院自文華殿出、被渡

勅書式道於予、又於闕左門茶飯、次詣礼部、々々喚周・吳二通事、再

三面諭、同列亦再三愁訴、及來進貢人船數等之事、次詣主客司、々々々

被渡礼部劄付<sup>并</sup>新勘合老道、  
八月九日、北京起身、晚景、着張家湾、